

第2 消防用設備等の設置単位

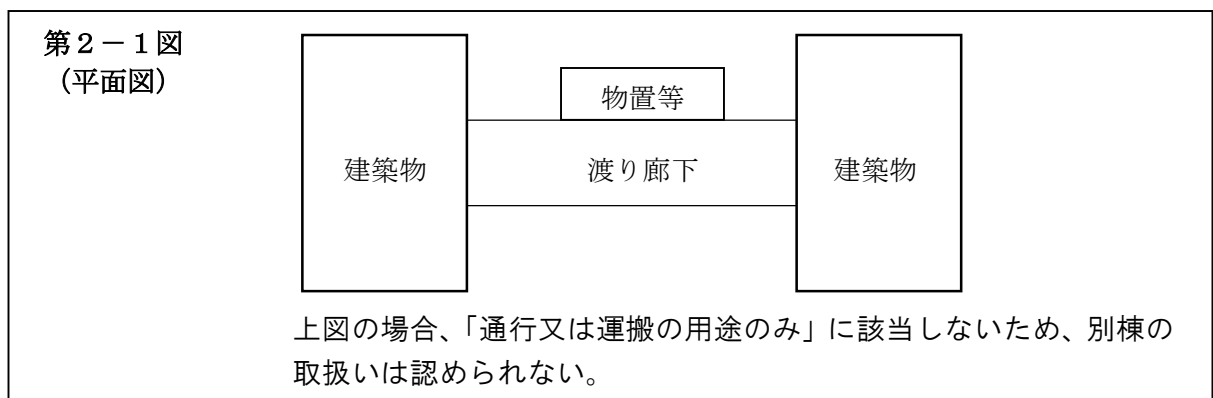
- 1 防火対象物に係る消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については特段の規定（令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。

棟とは、原則として、独立した一の建築物又は二以上の独立した一の建築物が渡り廊下等で相互に接続されて一体となったものをいうこと。なお、「相互に接続」とは構造的に接続されているものであること。

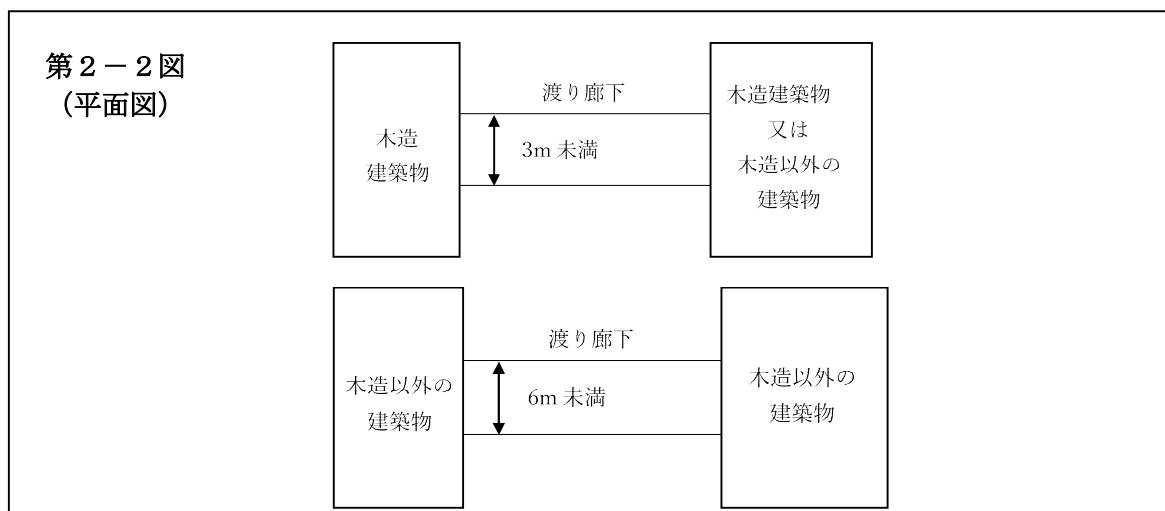
- 2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡路（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを布設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合で、一棟又は別棟の判断は、松江市建築主事及び指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）の判断によるものとする。ただし、建築主事等が1棟と判断した場合であっても、次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

- (1) 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次のアからウまでに適合している場合

ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。（第2-1図）



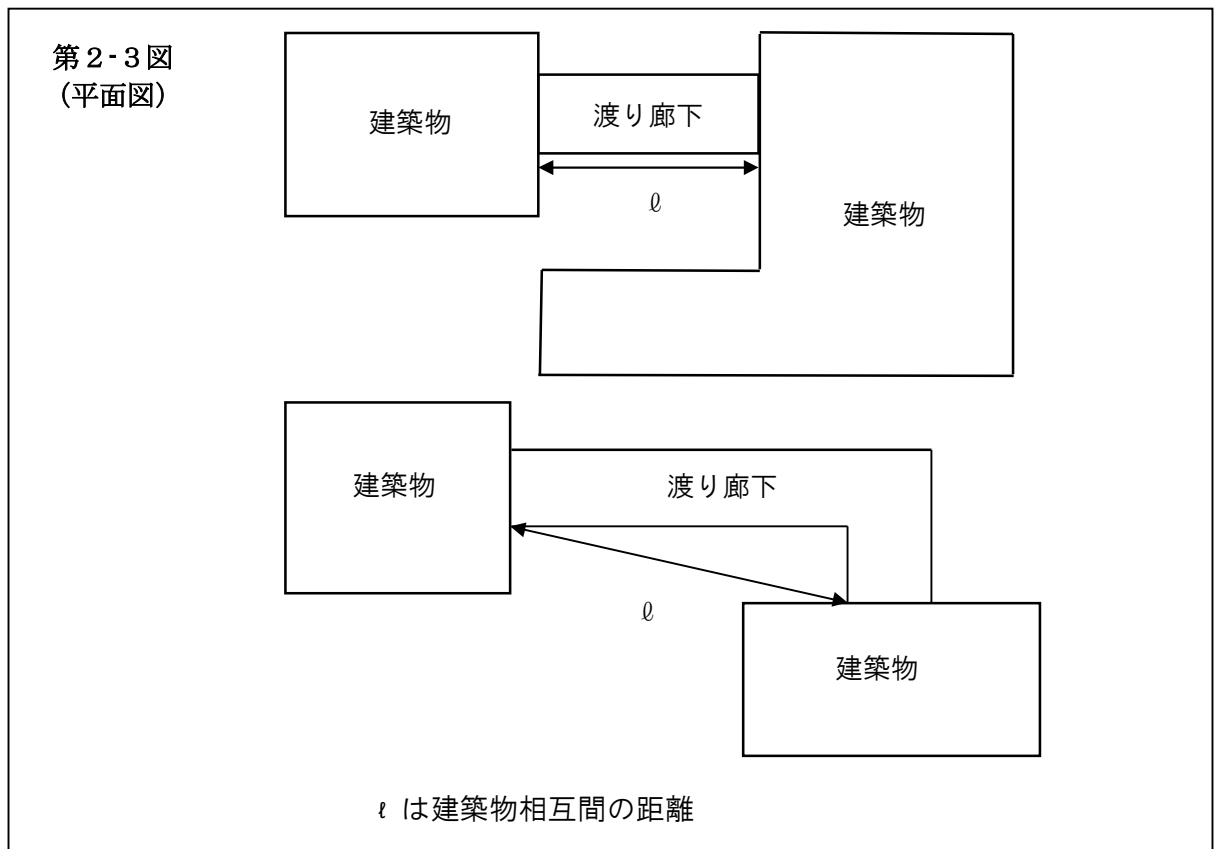
- イ 渡り廊下の有効幅員（渡り廊下の内壁間の距離をいう。）は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、その他の場合は6m未満であること。（第2-2図）



ウ 接続される建築物相互間の距離は、1階にあつては6m、2階以上の階にあつては10mを超えるものであること。なお、建築物相互間の距離は、次のaからcによること。★

- a 渡り廊下が接続する部分の建築物相互の距離によること。(第2-3図)
- b 渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合は、水平投影距離によること。
- c 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、それぞれの接続される階における距離によること。

ただし、次の(ア)から(ウ)までに適合する場合は、この限りでない。



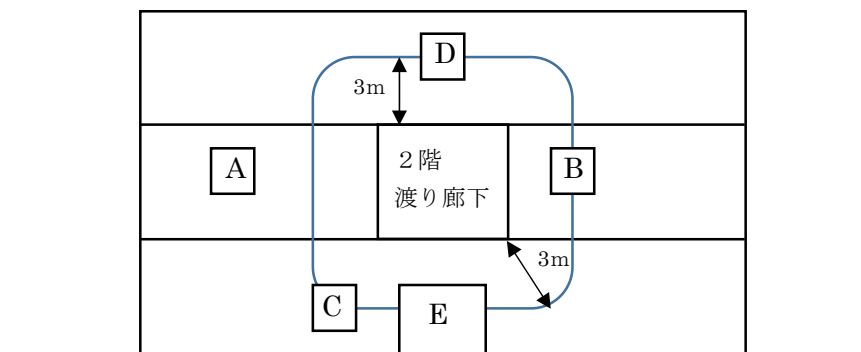
(ア) 接続される建築物の外壁及び屋根(渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。次の(イ)において同じ。)については、次のa又はbによること。

- a 耐火構造又は防火構造で造られていること。
- b a以外のものについては、耐火構造若しくは防火構造のへいその他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。

※ スプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備での技術上の基準は令第12条第2項の規定の例によること。

(イ) 前(ア)の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、面積4㎡以内の開口部で防火設備が設けられている場合にあつては、この限りではない。

なお、開口部の面積の合計は、接続される建築物ごとかつ接続される階ごとに算定した場合に4㎡以下であること。また、開口部の面積算定は、各階ごとに算定するものであること。(第2-4図)



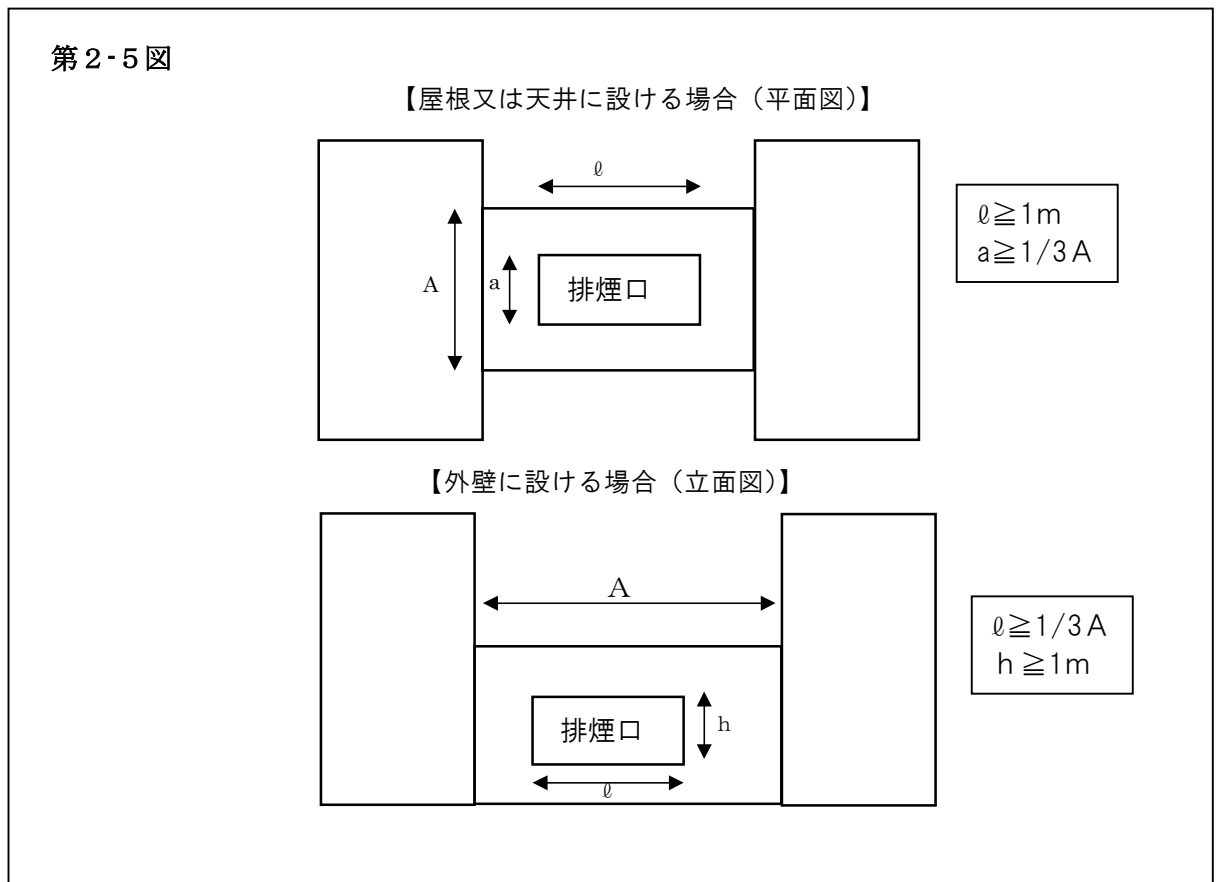
上図の場合は、 $B+C+D+E=4\text{ m}^2$ 以下であること。

第2-4図
(断面図)

(ウ) 渡り廊下については次のa又はbによること。

- a 次のいずれかに適合する吹き抜け等の開放式の渡り廊下であり、建築物との接続部には防火設備が設けられていること。
 - (a) 建築物相互間の距離が1 m 以上であり、かつ、廊下の両側面の上部が天井高の $1/2$ 以上又は1 m 以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの。
 - (b) 建築物相互間の距離が1 m 以上であり、かつ、廊下の片側面の上部が天井高の $1/2$ 以上又は1 m 以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもので、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効に遮る構造で天井面から50cm 以上下方に突出した垂れ壁を設けたもの。
- b a 以外のものについては、次の(a)から(d)までに適合するものであること。
 - (a) 建築物相互間の距離は1 m 以上であること。★
 - (b) 建基令第1条第3号に規定する構造体力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を不燃材料又は準不燃材料で造ったものであること。
 - (c) 建築物の両端の接続部に設けられた開口部の面積の合計はいずれも 4 m^2 以下であり、当該部分には防火設備で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は、煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。
 - (d) 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつてはこの限りではない。
 - I 自然排煙用開口部については、その面積の合計が 1 m^2 以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の $1/3$ 以上の幅で長さ1 m 以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の $1/3$ 以上の長さで高さ1 m 以上のものその他これと同等以上の排煙上有効な開口部

を有するものであること。(第2-5図)



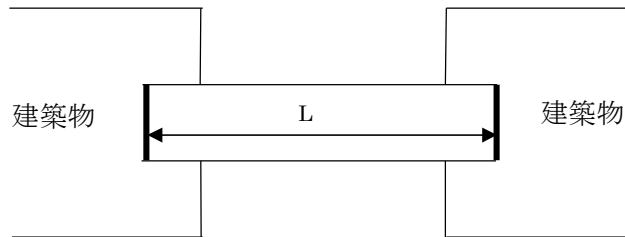
Ⅱ 機械排煙設備にあっては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部に排出することができるものであり、電気で作動させるものにあっては非常電源が附置されていること。

※ 機械排煙設備は、建基令の規定を準用すること。

- (2) 建築物と建築物が地下連絡通路（天井部分が直接外気に常時解放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除く。以下同じ。）で接続されている場合で、次の(ア)から(エ)までに適合するものであること。
- (ア) 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続される階の部分をいう。）の主要構造部は、耐火構造であること。
- (イ) 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。
- (ウ) 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。
- (エ) 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は6m以上であり、その幅員は6m未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りではない。

- a 建築物A，B相互間の地下連絡路の長さはLによること。(第2-6図)

第2-6図
(平面図)



上図の場合、両端の防火戸間Lが地下連絡通路の長さとなる。

- b スプリンクラー設備等を設けた場合であっても連絡路の長さはできるだけ2m以上とすること。
- (オ) 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- (カ) 前(オ)の出入口の開口部の面積は4㎡以下であること。
- (キ) (オ)の出入口には、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。
- (ク) 地下連絡路には、(1).ウ.(オ).b.(d)により排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。
- (3) 建築物と建築物が洞道で接続されている場合で、次のアからオまでに適合する場合
- ア 建築物と洞道とは、当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けられるもので2㎡以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- イ 洞道は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその地下材料は不燃材料であること。
- ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料でうめてあること。ただし、洞道の長さ20mを超える場合にあっては、この限りでない。
- エ アの点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、防火設備（開口部の面積が2㎡以上のものにあつては、自動閉鎖装置付きのものに限る。）が設けられていること。
- オ アの換気のための開口部で常時解放状態にあるものにあつては、防火ダンパーが設けられていること。

3 渡り廊下で接続されている場合の消防用設備等の取り扱い

接続する2棟が別棟とみなされる場合、各棟の消防用設備等の設置に関する防火対象物の項判定、床面積の取扱い及び消防用設備等の設置については、それぞれ次によること。

- (1) 項判定は、原則として各棟の用途に応じて行うこと。
- (2) 各棟の床面積は、当該床面積に応じて渡り廊下等の部分の床面積を按分したものをそれぞれ加算したものとすること。★
- (3) 渡り廊下部分の消防用設備等の設置については、原則として、接続するそれぞれの棟に設置される消防用設備等を設置すること。★

ただし、渡り廊下及びそれぞれの棟の用途、位置、構造又は設備の状況から判断し、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認められる場合、これによらないことができる。◆

- (4) 屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水の設置については、渡り廊下等により接続された建築物は、原則として一棟として取り扱うこと。ただし、次のアからウまでに適合する場合は、別の建築物として取り扱うことができる。★

ア 渡り廊下等は、すべて不燃材料で造られていること。

イ 渡り廊下等は、前2の基準に適合するものであること。

ウ 接続される相互の建築物の各部分が、当該建築物の1階の外壁間の中心線から1階にあつては3m以内、2階以上の階にあつては5m以内の範囲に存しないこと。

【関係通知】

- ・ 消防用設備等の設置単位について（昭和50年3月5日消防安第26号）
- ・ 「消防用設備等の設置単位について」に関する疑義について（昭和53年2月21日消防予32号）
- ・ 消防用設備等の設置単位等について（昭和53年9月9日消防予第174号）問1
- ・ 別棟扱いの場合の距離の測定（昭和55年3月12日消防予第37号）
- ・ 消防用設備等の設置基準及び設置単位に関する疑義について（昭和54年10月31日消防予208号）問3
- ・ 消防法、同施行令及び同施行規則に関する執務資料について（昭和54年6月22日消防予第118号）問49
- ・ 消防用設備等に設置に関する疑義について（昭和58年4月14日消防予第62号）
- ・ 予防業務上の疑義事項について（昭和55年11月12日消防予第244号）